

(財)海外子女教育振興財団における「いじめ相談窓口」の設置について

海外子女教育振興財団は、海外子女教育専門の教育相談員による「いじめ」に関する相談窓口を設けて対応することとなりました。

1. 平成 25 年にいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、日本国内の学校においては、各学校に対して、いじめ防止に関する措置等が求められているところですが、在外教育施設に対しても本法律等が周知されたことを受け、海外子女教育振興財団(海外に在留する邦人の子女及び本邦に帰国した邦人の子女への教育振興を目的とする公益財団法人)においては、従来から実施していた海外子女教育専門の教育相談員による教育相談の中で、在留邦人子女に対する「いじめ相談窓口」を設けて対応することとなりました。

2. 「いじめ相談窓口」の連絡先等については以下のとおりです。

- (1)公益財団法人 海外子女教育振興財団 事業部 教育相談事業チーム
- (2)電話番号: +81-3-4330-1352
※受付時間: 月～金曜日 10:00～16:00(日本時間)
- (3)Eメール: sodanjigyo@joes.or.jp
※受付時間: 随時

海外子女教育振興財団とは、海外に勤務する邦人の子女及び海外勤務を終了し本邦に帰国した邦人の子女の教育の振興を図るため、必要な教育・研修、支援、助言・情報提供・調査等に関する事業を行い、海外勤務生活の安定に寄与し、もって我が国の海外における発展と国際交流の推進に資することを目的として、昭和 46 年に設立。

- [財団事業案内](http://www.joes.or.jp/cms/joes/pdf/kaiin/jigyo.pdf)(<http://www.joes.or.jp/cms/joes/pdf/kaiin/jigyo.pdf>)